

《判例研究》

電子連動装置の設置にともなう訓練中における 踏切事故発生の予見可能性

（京都地判令和3・3・8判時2516号134頁）

岡 部 雅 人

キーワード

過失犯, 予見可能性, 注意義務, 結果回避義務

I 事実の概要

軌道事業等を業とするA社は、平成30年3月12日、同社d事務所に、同事務所内からb駅等の出発信号機ならびに同駅直近の踏切の警報機、遮断機および同遮断機による遮断中に点灯する同踏切の踏切動作反応灯を人の操作によって遠隔操作することを可能にする、電子連動装置を設置した。同年7月17日、b駅および本件踏切において、同駅の出発信号機および本件踏切動作反応灯等を通常時の自動列車運行制御装置による制御からd事務所設置の本件電子連動装置を介した人の操作による制御に変更して営業中の電車を運行する、「駅扱い訓練」が実施された。A社の鉄道部運輸課長および運転管理者として、d事務所に勤務し、同事務所において、同社の運輸営業等に関する事項を統括し、電車の運行等を管理する業務に従事していたXは、運転指令者として、本件訓練の手順および参加者の役割等の計画立案ならびに本件訓練参加者に対する同計画実施のための指令をするなどして本件訓練を

統括して実施する業務に従事していた。

Xは、同日午後1時11分頃、本件訓練を行うに当たり、d事務所内からは本件踏切動作反応灯等が作動しているか否かを視認することができないため、もしこれらが作動しない場合には、本件電子連動装置を操作する運転整理担当者がこれに気付かず、電車を無遮断状態の同踏切に進入させる事態があり得たにもかかわらず、本件訓練以前に実施された同種訓練では踏切動作反応灯等が作動しなかったことがなかったため、無遮断状態の本件踏切に電車が進入することを防止する措置を講じないまま本件訓練を実施した。

Xは、運転整理担当者P₁に本件電子連動装置を操作させ、同装置の本件踏切動作反応灯等の作動を停止させるシステムを実行させた。これが原因で本件踏切動作反応灯等が作動していないのに、電車運転士P₂が、ワンマンカー電車を運転し、b駅を発進して本件踏切に向け進行した。折から、本件踏切動作反応灯等が作動していないため無遮断状態の同踏切に進入してきたP₃(当時73歳)運転の普通乗用自動車の右側部に本件電車右前部が衝突し、よって、同人が加療約半年間を要する傷害を負った。このことにつき、Xは、業務上過失傷害罪(刑法211条前段)に問われた。

なお、本件事故の際、本件踏切が遮断されていなかったのは以下の事情による。駅扱い訓練において本件電子連動装置を手動操作して電車を発進させる場合、b駅では、他の駅と異なり、①まず駅の先にある本件踏切の警報機等を作動させる操作をし、②次いで駅の出発信号機を作動させる操作をするという独自の手順が採られていたところ、本件電子連動装置には、①の操作をしてから4秒以内に②の操作をしなければ、一旦作動した警報機の鳴動が停止して遮断桿が降下しない仕組み(「4秒時素」)が組み込まれていた。本件訓練の際、①②の各操作の間に約6秒の間隔があったため、一旦作動した警報機の鳴動が停止して遮断桿が降下せず(その結果、本件踏切動作反応灯も点灯せず)、本件踏切は遮断されなかった。4秒時素の存在は本件事故に至るまでA社内では知られていなかった。

II 判 旨

無罪(確定)。

「本件事故は、……4秒時素の仕組みにより、……本件踏切が遮断されていなかったところへ本件電車が進入したという経過で発生した……。そして、4秒時素の仕組みが存在することはA社内では知られていなかった……。のであるから、Xにおいて、このような因果経過によって本件事故が発生するのを予見できなかったことは明らかである……。」

「もっとも、過失犯において行為者に過失責任を問うためには、具体的な結果発生の見込みが可能であることを要するものの、これは結果発生に至る因果経過の細部にわたって予見が可能である必要はなく、その基本的部分について予見が可能であれば足りるものと解される。

このような理解を前提として、検察官は、本件における因果経過の基本的部分を、『手動による踏切操作における人為的ミスを含む何らかの原因で遮断機が下りないことにより、踏切を通過する電車と車両とが衝突すること』であると主張する。

しかし、具体的な結果発生の見込みが可能であれば過失責任を問うことができるという根拠は、行為者においてそのような予見可能性があれば、結果回避措置をとることを期待でき、それにもかかわらずこれをとらなかったことに責任非難が向けられるという点にあるものと解される。この点に鑑みると、予見可能性の対象となる因果経過の基本的部分というのも、その予見可能性があれば結果回避措置をとることを期待できる程度の内容である必要があるというべきである。

このような観点から検察官の前記主張を検討すると、本件踏切が遮断されずに事故が発生する事態を想定した場合、その原因が何であるかによって期待できる的確な結果回避措置の内容は異なる(例えば、原因が本件電子連動装置の操作ミスであれば、的確な結果回避措置はその操作者に対する注意指

導や操作ミスを防ぐ仕組みの設置等となろうし、原因が警報機等の故障であれば確な結果回避措置はその点検整備等となろう。)から、原因を一切捨象して『(手動による踏切操作における…)何らかの原因で遮断機が下りない』という事態を予見したところで、そこから直ちに的確な結果回避措置の内容を想定するのは困難と考えられる。このような場合に、とりあえず……本件踏切付近に従業員を配置するなどといった手厚い措置を採れば、確かに事故の発生は回避し得るかもしれない。しかし、特定の原因が想定されるような場合でない限り、踏切が遮断されない事態が発生する可能性はごくわずかなものとしか想定できないと考えられる上、前記認定事実……によれば、そもそも踏切が遮断されていない限り、運転士がそこに電車を進入させることはないと合理的に期待できるのであるから、そのような希有な事態に対してまで前記の手厚い措置をとることを期待できるとは考え難い(もしこの程度の予見可能性からこのような措置までが期待されるとすると、駅扱い訓練時に限らず通常の運行時も含め、何らかの原因で遮断機が下りない可能性が完全には否定できない以上、鉄道事業者は常に踏切に人員を配置しなければならないことにもなりかねないが、これは過大な義務を課すものであって相当でない)。

したがって、本件における因果経過の基本的部分の判断に当たっては、本件踏切が遮断されなかった原因を踏まえて結果回避措置をとることを期待できたかを考える必要があり、これを一切捨象する検察官の前記主張は採用できない。そして、その原因に関して、①P₁は、A社において採られていた本件手順に従って本件電子連動装置を操作したこと、②同装置に異常はなく、正常に作動していたにもかかわらず、その結果として本件踏切が遮断されなかったことは、前記……のとおりである。また、前記認定事実のとおり、本件電子連動装置は従前の継電連動装置と同様の仕様とされていたほか、そのモニター部の表示は従前の操作盤に細部までよく似せて作られ……、Xは本件訓練に先立ちP₁に本件手順を念押しする指示もしていた……のであるし、車両走行試験……や駅扱い訓練……でも本件電子連動装置は正常に作動する

実績を重ねて問題は生じていなかったのであるから、本件訓練の時点で、Xは、 P_1 が本件手順に従って同装置を操作し、同装置が正常に作動することを合理的に期待できたといえる。そうすると、Xにおいて、これらの事情がある中でもなお本件踏切が遮断されない可能性があること、すなわち、駅扱いで本件手順に従って本件電子連動装置を操作し、同装置が正常に作動しても、『本件電子連動装置の仕組み（4秒時素に限られない。）によって本件踏切が遮断されないこと』を予見可能であったのであれば、Xに本件公訴事実の要旨記載……の結果回避措置をとることを期待できたとはいえず、この点を本件における因果経過の基本的部分と考えるのが相当である。』

「そして、前記認定事実に照らして、Xにこのような意味での因果経過の基本的部分の予見が可能であったとは認められない。」

Ⅲ 評 釈

1 問題の所在

本件は、軌道事業等を業とするA社の鉄道部運輸課長および運転管理者として、同社の運輸営業等に関する事項を統括し、電車の運行等を管理する業務に従事していたXが、駅の出発信号機および踏切動作反応灯等を通常時の自動列車運行制御装置による制御から事務所設置の電子連動装置を介した人の操作による制御に変更して営業中の電車を運行する訓練を実施した際、踏切動作反応灯等が作動しなかったため、無遮断状態の踏切に進入してきた普通乗用自動車に電車を衝突させるなどして、同自動車の運転者に傷害を負わせたことにつき、業務上過失傷害罪（刑法211条前段）の成否が問われた事案である¹⁾。

本件につき、京都地裁は、検察側の主張した、本件事故に関するXの予見可能性や注意義務（結果回避義務）を否定して、Xを無罪とした（確定）。

1) 本件評釈として、谷井悟史「判批」刑事法ジャーナル74号（2022）214頁以下。

本評釈では、これまでに判例・学説によって展開されてきた、過失犯における予見可能性の判断基準と注意義務（結果回避義務）の内容確定基準とを確認した上で、本判決の判断の当否につき、検討を行うことにする。

2 予見可能性の判断基準と注意義務（結果回避義務）の内容確定基準

過失犯の予見可能性の判断基準については、札幌地判昭和51・3・18高刑集29巻1号78頁（北大電気メス事件）において示された、「およそ、過失犯が成立するためには、その要件である注意義務違反の前提として結果の発生が予見可能であることを要し、結果の発生が予見できないときは注意義務違反を認める余地がない。」ところで、内容の特定しない一般的・抽象的な危惧感ないし不安感を抱く程度で直ちに結果を予見し回避するための注意義務を課するのであれば、過失犯成立の範囲が無限定に流れるおそれがあり、責任主義の見地から相当であるとはいえない。右にいう結果発生の予見とは、内容の特定しない一般的・抽象的な危惧感ないし不安感を抱く程度では足りず、特定の構成要件の結果及びその結果の発生に至る因果関係の基本的部分の予見を意味するものと解すべきである。そして、この予見可能性の有無は、当該行為者の置かれた具体的状況に、これと同様の地位・状況に置かれた通常人をあてはめてみて判断すべきものである。²⁾とするものが（福岡高判昭和57・9・6高刑集35巻2号85頁〔水俣病事件控訴審〕も参照）、「具体的予見可能性説」として、長らく判例・通説の立場であるとされてきた。

これは、徳島地判昭和48・11・28刑月5巻11号1473頁（森永ドライミルク事件差戻後第一審）において示された、「ところで過失犯が成立するためには、第一に構成要件該当性（違法性）として過失行為の存在（客観的注意義務があるのに、その注意義務に違反した行為があること）及び過失行為と結果との間に因果関係があること、第二に非難可能性＝責任として右の過失行為

2) 引用した判決文中の下線は筆者による。なお、以下で引用する判決文中の下線についても同様である。

によつて発生した結果について、その行為者に非難を加えることの可能性が存することが必要である。右にいう客観的注意義務とは、個別的具体的な行為者の主観的能力を考慮しないが、現実の具体的状況の下における現実の平均人に向けて要求される注意義務であり、行為者の地位又は職業などが考慮されなければならない。刑法は保護すべき対象について精神力を集中し、法益侵害の結果を生じないように注意すべしとして注意義務を要求しているのであつて、単に結果を予見すべき義務だけが注意義務なのではなく、むしろ結果回避義務が注意義務の中心でなければならない。〔改行〕結果の発生を回避するために適切な行動をとるためには、結果の発生が予見できなければならないが、この予見可能性を予見義務にまで高めて結果回避義務と併存させる必要はなく、結果回避義務の前提として結果の予見可能性を考えるべきである。」「従来は過失すなわち結果予見義務違反の有無というふうに考え勝ちであつたが、過失行為は何よりもまず被害発生をもたらした客観的な落度として把握されるべきである。落度があるというためには、加害行為の時点で加害者が必要と認められる負担を果さなかつたことが認められなければならないが、右負担の具体的内容を定めるのが結果回避義務であり、これを課する前提として結果予見の可能性が問題となる。この場合の予見可能性は結果防止に向けられたなんらかの負担を課するのが合理的であるということを裏付ける程度のものであればよく、この場合の予見可能性は具体的な因果過程を見とおすことの可能性である必要はなく、何事かは特定できないがある種の危険が絶無であるとして無視するわけにはいかないという程度の危惧感であれば足りる。〔改行〕もつとも、具体的に結果発生の可能性が予見できるような場合は重い結果回避義務を負担させられ、一般的な危惧感があるにとどまるときは結果回避義務も軽いものとどめるのが相当であるといひ得る。〔改行〕しかし、一方ではその危険が具体化したときに予想される実害の質的な重大性の程度が考慮されるべきであつて、万一にも発生する被害が特に重大なものであるとき……には、結果回避措置の負担は加重されざるを得ない。〔改行〕要するに、結果回避義務は具体的には(イ) 予想される危険の蓋然性、

(ロ) 予想される危険の重大性、(ハ) その他の事情などを考慮し、危険防止の責任をどこまで行為者に負担させるのが妥当であるかが判定されなければならない。」とする判断基準を、「危惧感説」として、明確に排斥したものと評されてきた。その主たる理由は、一般的・抽象的な危惧感ないし不安感を抱く程度では、刑法上の責任非難を基礎づけるには不十分であり、責任主義に反する、ということにあった³⁾。

しかし、最決平成2・11・16刑集44巻8号744頁(川治プリンスホテル火災事件)が、「被告人は、同ホテルの防火防災対策が人的にも物的にも不備であることを認識していたのであるから、いったん火災が起これば、発見の遅れ、初期消火の失敗等により本格的な火災に発展し、建物の構造、避難経路等に不案内の宿泊客等に死傷の危険の及ぶ恐れがあることはこれを容易に予見できた」としたことで(最決平成5・11・25刑集47巻9号242頁〔ホテルニュージャパン火災事件〕も参照)⁴⁾、「特定の構成要件の結果……の予見」という点について、また、最決平成12・12・20刑集54巻9号1095頁(近鉄生駒トンネル火災事件)が、「被告人は、……炭化導電路が形成されるという経過を具体的に予見することはできなかつたとしても、……誘起電流が大地に流されずに本来流れるべきでない部分に長期間にわたり流れ続けることによって火災の発生に至る可能性があることを予見することはできたものというべきである。」としたことで、「特定の構成要件の……結果の発生に至る因果関係の基本的部分の予見」という点について、それぞれ、その「具体性」をめぐって、揺らぎが生じることとなった。

3) たとえば、三井誠「予見可能性」藤木英雄編『過失犯－新旧過失論争－』(1975、学陽書房)146頁、町野朔『刑法総論』(2019、信山社)225頁など参照。もっとも、このような批判は、過失を故意と並ぶ責任要素と位置づけ、予見可能性を、責任非難を基礎づけるためのものと解する立場から主張されていることに注意を要しよう。なお、山口厚『問題探究 刑法総論』(1998、有斐閣)160頁は、「危惧感説」の「真の問題点は、『責任主義に反する』ことにあるのではなく、その前提とする一元的行為無価値論にある。このような違法論を前提とする限り、『危惧感説』も何ら『責任主義に反する』ものではない。」とする。

4) いわゆる「いったん公式」といわれるものがこれである(安田拓人「過失犯」法学教室491号(2021)127頁など参照)。

さらに、東京地判平成 13・3・28 判時 1763 号 17 頁 (薬害エイズ事件帝京大ルート第 1 審) が、「本件当時における外国由来の非加熱製剤の投与による結果予見可能性について、『(血友病患者を) 高い確率で HIV に感染させた上、その多くにエイズを発症させてこれを死亡させることを予見し得』た (本件公訴事実) とは認められない。すなわち、非加熱製剤の投与によって、血友病患者を HIV に感染させる可能性 (危険性) は予見し得たといえるが、それが『高い確率』であったとは客観的に認め難いし、HIV 感染者について『その多く』がエイズを発症するということが、現在の知見においてはどのように認められようが、本件当時においてそのような結果を予見することが可能であったとは認められない (これに対し、エイズを発症した場合にその多くが死亡に至ることは客観的にも予見可能であったし、被告人も現に予見していたものと認められる。)。[改行] しかし、他方において、こうした『高い』、『多く』といったことを別にすれば、本件当時においても、外国由来の非加熱製剤の投与によって、血友病患者を『HIV に感染させた上、エイズを発症させてこれを死亡させ得る』ことは予見し得たといえるし、被告人自身が、現実にそのような危険性の認識は有していたものと認められる。換言すれば、本件において、被告人は、結果発生の危険がないと判断したわけではなく、結果発生の危険はあるが、その可能性は低い (少なくとも、検察官が主張する程度よりはるかに低い) と判断したものと認められる。[改行] したがって、本件においては、関係各証拠により認められる程度の結果予見可能性を前提として、なお被告人に結果回避義務違反が認められるかどうか、過失責任の成否を決定することになると考えられる。」としたことを契機として、学説

上、「危惧感説」の再評価がなされるようになった⁵⁾。

このことを受けるようにして、最決平成 29・6・12 刑集 71 卷 5 号 315 頁（福知山線列車脱線転覆事件）が、「なお、指定弁護士は、本件曲線において列車の脱線転覆事故が発生する危険性の認識に関し、『運転士がひとたび大幅な速度超過をすれば脱線転覆事故が発生する』という程度の認識があれば足りる旨主張するが、……本件事故以前の法令上、ATS に速度照査機能を備えることも、曲線に ATS を整備することも義務付けられておらず、大半の鉄道事業者は曲線に ATS を整備していなかったこと等の本件事実関係の下では、上記の程度の認識をもって、本件公訴事実に係る注意義務の発生根拠とすることはできない。」として、結論においては、その程度の予見可能性では同事案における注意義務の発生根拠とするには足りないとしたものの、小貫芳信裁判官による補足意見において、「どの程度の予見可能性があれば過失が認められるかは、個々の具体的な事実関係に応じ、問われている注意義務ないし結果回避義務との関係で相対的に判断されるべきものであろう。」とされていることから、最高裁も、予見可能性の程度次第で直ちに過失責任を否定する、という判断をしているわけではないことが見て取れる⁶⁾。

また、最決平成 28・5・25 刑集 70 卷 5 号 117 頁（渋谷温泉施設爆発事件）が、「本件は、……ガス抜き配管内での結露水の滞留によるメタンガスの漏出に起因する温泉施設の爆発事故であるところ、被告人は、その建設工事を

5) 井田良『講義刑法学・総論〔第 2 版〕』（2018、有斐閣）226 頁、高橋則夫『刑法総論〔第 5 版〕』（2022、成文堂）232 頁以下など。なお、予見の対象を結果ではなく危険とするものとして、樋口亮介「注意義務の内容確定基準－比例原則に基づく義務内容の確定」高山佳奈子＝島田聡一郎編『山口厚先生献呈論文集』（2014、成文堂）228 頁。古川伸彦『刑事過失論序説－過失犯における注意義務の内容－』（2007、成文堂）199 頁も参照。もっとも、ここでいう「危険」が、「Gefahr」のことを指しているのであれば、「結果」の予見可能性を要求する立場と結局は変わらないように思われるし（「結果」を「侵害」だけでなく「危険」をも含むものと解する以上（山口厚『刑法総論〔第 3 版〕』（2016、有斐閣）47 頁など参照）、そのように解さざるを得ないであろう）、「Risiko」のことを指しているのであれば、「危惧感説」と変わらないように思われる。

6) 岡部雅人「判批」河村有教ほか編『刑事法判例読解の視点』（2021、晃洋書房）36 頁。

請け負った本件建設会社におけるガス抜き配管設備を含む温泉一次処理施設の設計担当者として、職掌上、同施設の保守管理に関わる設計上の留意事項を施工部門に対して伝達すべき立場にあり、自ら、ガス抜き配管に取り付けられた水抜きバルブの開閉状態について指示を変更し、メタンガスの爆発という危険の発生を防止するために安全管理上重要な意義を有する各ガス抜き配管からの結露水の水抜き作業という新たな管理事項を生じさせた。そして、水抜きバルブに係る指示変更とそれに伴う水抜き作業の意義や必要性について、施工部門に対して的確かつ容易に伝達することができ、それによって上記爆発の危険の発生を回避することができたものであるから、被告人は、水抜き作業の意義や必要性等に関する情報を、本件建設会社の施工担当者を通じ、あるいは自ら直接、本件不動産会社の担当者に対して確実に説明し、メタンガスの爆発事故が発生することを防止すべき業務上の注意義務を負う立場にあったというべきである。〔改行〕本件においては、この伝達を怠ったことによってメタンガスの爆発事故が発生することを予見できたということもできるから、この注意義務を怠った点について、被告人の過失を認めることができる。〕とし、とりわけ、大谷直人裁判官による補足意見において、「結果発生に至る因果のプロセスにおいて、複数の事態の発生が連鎖的に積み重なっているケースでは、過失行為と結果発生だけを捉えると、その因果の流れが希有な事例のように見え具体的な予見が可能であったかどうか疑問視される場合でも、中間で発生した事態をある程度抽象的に捉えたときにそれぞれの連鎖が予見し得るものであれば、全体として予見可能性があるといえる場合がある。これまでの裁判実務においては、このような考え方に立って過失の有無が論じられてきた事例が存在する。〔改行〕しかし、……本件の注意義務を理解するとき、本件は、上記のような予見可能性の判断手法、すなわち、連鎖的な事態が発生していることを捉えて『因果関係の基本的部分』は何かを検討する手法によるのがふさわしい類型とはいえないと思われる。『基本的部分の予見可能性』というポイントは、メタンガス処理の安全対策としての本件設計の意義をどのようなものと認識するかという検討に解消され

ているということもできよう。〔改行〕過失犯については、結果の予見可能性、回避可能性という大枠によって成否を判断するのがこれまでの確立した考え方であり、もとより本件もその枠組みの中で検討されることになるが、その争点化に当たっては、具体的にどのような基準等が有用な判断要素になるかにつき、この種事案特有の多様な事件類型に応じて、適切な抽出が求められるところであろう。」とされたことで、「因果関係の基本的部分」の予見可能性が、必ずしも必須のものではなく、あくまでも、結果の（具体的な）予見可能性をダイレクトに導くことが困難な場合に用いられる「補助線」に過ぎないことが確認されたといえよう⁷⁾。

本判決も、基本的にはこの潮流に乗ったものとみることができる。もっとも、この「補助線」の引き方次第で、結果の（具体的な）予見可能性を認めることができるか否かは変わってくる。本件は、まさにこのことが問題となったものである。

3 本判決の判断の当否

本件において、検察官は、本件訓練は、本件電子連動装置の設置後、b 駅では2回目の駅扱い訓練であり、「手動操作に対する安全性が確立されていなかった」などとして、Xには、「手動による踏切操作における人為的ミスを含む何らかの原因で遮断機が下りないことにより、踏切を通過する電車と車両とが衝突すること」について予見可能性があり、結果回避義務違反もあるなどと主張していた。すなわち、ここでは、「手動による踏切操作における人為的ミスを含む何らかの原因」という抽象的なものが「補助線」として用いられようとしているのである⁸⁾。

7) 前田雅英『刑法総論講義〔第7版〕』（2019、東京大学出版会）225-226頁参照（ここでは、「中間項」と称されている）。町野・前掲注（3）226頁も参照（ここでは、「因果の環」と称されている）。なお、西原春夫『刑法総論（上巻）〔改訂版〕』（1993、成文堂）198頁は、これこそが予見可能性の対象であるとする。

8) もっとも、検察官が、いわゆる「いったん公式」を採用しているとみるならば、これをあえて「補助線」とみる必要はないともいえよう。

これに対して、弁護人は、本件踏切の警報機等の作動を停止させるシステム(4秒時素)が存在することは、Xを含めA社内において認識されておらず、本件踏切が無遮断状態になることは予見できなかったし、運転士が本件踏切動作反応灯の表示に従わずに電車を本件踏切に進入させることがあるとも予見できなかった⁹⁾などと主張していた。すなわち、ここでは、結果の(具体的な)予見可能性を認めるためには、「4秒時素」という具体的な「補助線」が用いられるべきだとされているのである。

本判決は、「予見可能性の対象となる因果経過の基本的部分というのも、その予見可能性があれば結果回避措置をとることを期待できる程度の内容である必要がある」から、「本件における因果経過の基本的部分の判断に当たっては、本件踏切が遮断されなかった原因を踏まえて結果回避措置をとることを期待できたかを考える必要がある」として、「Xにおいて、……駅扱いで本件手順に従って本件電子連動装置を操作し、同装置が正常に作動しても、『本件電子連動装置の仕組み(4秒時素に限られない。)によって本件踏切が遮断されないこと』を予見可能であったのでなければ、Xに本件公訴事実の要旨記載……の結果回避措置をとることを期待できたとはいえず、この点を本件における因果経過の基本的部分と考えるのが相当である」が、「Xにこのような意味での因果経過の基本的部分の予見が可能であったとは認められない」としている。すなわち、結果の(具体的な)予見可能性を認めるためには、「4秒時素」という特定の原因に限定はしないが、少なくとも「本件電子連動装置の仕組み……によって本件踏切が遮断されないこと」の予見可能性は必要であり、「何らかの原因で遮断機が下りないこと」の予見可能性では足りないとして、Xの予見可能性、ひいては、注意義務(結果回避義務)を否定したのである。

このように、本判決は、まず、「手動による踏切操作における人為的ミス

9) 本件は、電車運転士P₂との過失の競合の事案であるといえるが、このことは、本件踏切が無遮断状態となったこととは無関係であることから、本評釈では、この点については踏み込まない。

を含む何らかの原因で遮断機が下りないこと」という抽象的な予見可能性を根拠として注意義務（結果回避義務）を課すことを否定し、次いで、「本件電子連動装置の仕組み（4秒時素に限られない。）によって本件踏切が遮断されないこと」という具体的な予見可能性の存在を否定し、そうである以上、本件踏切付近に従業員を配置するなどの注意義務（結果回避義務）を課すことはできない、と判断して、本件において過失犯の成立を否定している。

このことに対して、「本判決は、被告人を有罪とする2通りの可能性を検討したうえ、結論として、そのいずれによっても被告人を有罪とはなしえない旨、判示して」おり、「その手法においても、具体的な判断基準においても、近時の判例の流れに沿うものといえよう」との評価がなされている¹⁰⁾。そして、その具体例として、「これら2通りの可能性を検討（し、そのいずれをも否定して被告人を無罪と）する手法は、近時の最高裁判例である最二決平29・6・12刑集71・5・315……〔福知山線列車脱線転覆事故事件〕にも典型的に見られるものである。すなわち、『運転士がひとたび大幅な速度超過をすれば』という抽象的な危険に対処すべく、曲線へのATS整備を一律に義務づけるのは過大である（第1の可能性の否定）一方、管内に2000か所以上も存在する同種曲線の中から、とくに列車脱線転覆事故が発生した曲線を危険性が高い（したがって、ATSを整備すべき）ものとして認識できたとは認められない（第2の可能性の否定）、というのである。」、というものが挙げられている。

たしかに、本判決の判断の手法自体は、同決定のそれに従うものであって、近時の判例の流れに沿うものであることは間違いのないであろう。

しかし、まず、検察官が主張するように、実際に被害者の負傷へと現実化した危険を「何らかの原因で遮断機が下りないこと」と抽象的に把握したうえ、このような抽象的な危険に対処すべき注意義務（結果回避義務）の違反を問題とすること自体は、いわゆる「いったん公式」として、最高裁の判例においても確立された判断手法のひとつであるということが出来るから、

10) 匿名コメント・判例時報2516号(2022)135頁。

これを直ちに否定する本判決の判断は、妥当なものではないように思われる¹¹⁾。

とりわけ、本判決が強く影響を受けているものとみられる前掲最決平成29・6・12の事案と、本件事案とでは、決定的に異なる点がある。それは、同決定の事案では、2000か所以上存在する曲線のうち、どこで事故が発生する可能性が高く、どこに(優先的に)ATSを整備すべきであったかを想定することが極めて困難であったのに対して¹²⁾、本件事案は、まさに本件踏切という特定の場所における事故を回避するための措置が問題となっている点である。このことに鑑みれば、本判決のいう「本件踏切付近に従業員を配置するなどといった手厚い措置」も、「過大な義務を課すものであって相当でない」とまではいえないのではないだろうか。たとえ同決定と同じ判断手法・判断基準を用いるにしても、その具体的な判断は、事案に即して異なるものとなって然るべきであろう。

因果経過の基本的部分の予見可能性については¹³⁾、前掲最決平成12・12・20において示されているように、最高裁の判例は、「ある程度具体的なものである必要があるものの、現実の結果発生に至る因果の経過を逐一具体的に予見することまでは必要ではなく、ある程度抽象化された因果経過が予見可能であれば、過失犯の要件としての予見可能性が認められるという立場を採っている」ものとみられる¹⁴⁾。さらに、具体的予見可能性説に立つとされ

11) 谷井・前掲注(1)219頁は、「裁判所の応答としては、『手動操作の安全性が確立されていなかった』ことを、本件電子連動装置そのものの安全性に関する事情ではなく、本件踏切が無遮断状態となった場合に備えた衝突事故防止対策の不備を示す事情として位置づけた上で、本件において『いったん公式』の適用が認められないことを正面から論じるべきであったように思われる。」と指摘する。

12) 同決定において被告人らの過失が否定されたのは、まさにこのことが決定的な理由であったということができよう。

13) この問題をめぐっては、岡部雅人「過失犯における『因果経過の予見可能性』について——渋谷温泉施設爆発事故最高裁決定をてがかりとして——」川端博ほか編『理論刑法学の探究⑩』(2017、成文堂)1頁以下参照。

14) 家令和典「判解」『最高裁判所判例解説 刑事篇(平成21年度)』(2013、法曹会)636頁。川田宏一「判解」『最高裁判所判例解説 刑事篇(平成28年度)』(2019、法曹会)96頁も参照。

る学説においても、「過失を認めるためには、構成要件要素である因果関係の認識・予見可能性は必要であるが、故意に関する法定的符合説（抽象的法定符合説・具体的法定符合説）の立場からは、故意を認めるために実際の因果経過の正しい認識・予見が要求されていないように、過失を認めるために実際の具体的な因果経過の認識・予見可能性は必要でないことになる。したがって、行為者に認識・予見可能であった因果経過と実際の因果経過とが違っていても、構成要件要素である因果関係の認識・予見可能性が認められることになるのである。換言すれば、構成要件にあたる因果経過の認識・予見可能性を認めることができれば、たとえ実際の因果経過の認識・予見が不可能であっても、過失を肯定することができることになる」とされているのである¹⁵⁾。これらのことからすれば、本件踏切が遮断されなかった原因が、「本件電子連動装置の仕組み」によるものではなく、かりに「人為的ミス」によるものであったとしても、本件において、注意義務（結果回避義務）を導くだけの結果の予見可能性を認めることに、特段の差し支えはなかったといえよう。

よって、本判決の判断は、結果の（具体的な）予見可能性を認めるために、過度に具体的な「因果経過の基本的部分」の予見可能性を要求するものであって、その具体的事実のあてはめと結論において、妥当なものではないように思われる。

たしかに、「4秒時素の仕組みが存在することはA社内では知られていなかった」という事情もあったことから、Xを非難することに疑義を呈する本判決の判断も、決して理解できないものではない。しかし、まさに万が一の事態に備えて行われるのが「訓練」であるということに鑑みれば、あたかも「目をつぶれば世界はなくなる¹⁶⁾」といった考え方を認めるかのような本判決の判断が妥当なものであるとは思われない。むしろ、訓練を通して、そのよ

15) 山口・前掲注(5)254頁。なお、「判例（前出最決平成12・12・20参照）は、実際の因果関係の予見は必要ではなく、因果関係が『一定の幅』で予見可能ならばよいとしているが、理論的にはこのような限定は必要でないように思われる。」ともしている（同254頁）。

16) 平野龍一『刑法 総論Ⅰ』（1972、有斐閣）141頁参照。

うな未知の問題を発見し、上層部に進言する措置こそが、現場を統括する X には求められていたと考えることができるのではないだろうか。

4 おわりに

本判決の、「具体的な結果発生の見込みが可能であれば過失責任を問うことができる」という根拠は、行為者においてそのような見込み可能性があれば、結果回避措置をとることを期待でき、それにもかかわらずこれをとらなかったことに責任非難が向けられるという点にある」とする基本的な視座自体は妥当なものであると思われる。しかし、本判決による「見込み可能性の対象となる因果経過の基本的部分」についての判断に関しては疑問が残る、ということとは、これまでみてきたとおりである。

なお、本判決に対する匿名コメントにおいて、「本判決は近時の判例の流れに沿うものであるが、1点だけ、用語法においてやや特異なところが認められる。従来の裁判例において、因果経過の基本的部分の見込み可能性とは、注意義務違反が認められることは前提としたうえで、実際にたどられた因果経過と被告人が見込めた因果経過とが齟齬する場合に用いられてきた観念である……。したがって、そもそも注意義務違反の存否が問題となっている本件において、この観念を用いる本判決はやや特殊な用語法に従っているように思われる」という指摘がみられるが¹⁷⁾、これは、本判決において検討されているものは、構成要件段階で問題となる結果回避義務の前提としての見込み可能性であるはずなのに、責任段階で問題となる責任非難を基礎づけるための過失(見込み可能性)の議論と混同してしまっていることに起因するものではないかと思われる¹⁸⁾。これを「特殊な用語法」と評することの当否はともかく、過失犯の成否の判断枠組みにおける見込み可能性の理論的な位置づけについては、まさに、実務における今後の検討課題であるといえよう¹⁹⁾。

17) 匿名コメント・前掲注(10)135頁。

18) 岡部・前掲注(13)6頁以下参照。

19) 川田・前掲注(14)95頁。

〔付記〕

本評釈は、2022年11月5日にオンライン形式で行われた、第27回中四国刑事法判例研究会（同研究会については、河村有教ほか編『刑事法判例読解の視点』（2021、晃洋書房）の「はしがき」および「あとがき」を参照）における報告を基礎とするものである。

なお、同研究会の会員である深尾正樹先生（京都産業大学）が、闘病の末、2022年12月6日に急逝された。深尾先生は、闘病生活の中にあっても、精力的に各種オンライン研究会にご参加され、また、熱意をもってオンライン授業を実施されていたと伺っている。深尾先生は、本報告が行われた際の研究会にもご参加されていたが、おそらく、それが深尾先生の研究会への最後のご参加の機会だったのではないかと思われる。その際の報告は、深尾先生に最後にお聞かせするものとしては、あまりにも拙い内容のものであったが、同研究会での議論などを踏まえて、こうして、本評釈をなんとか形にすることができた。本評釈を、深尾先生にお捧げするとともに、深尾先生のご冥福を心よりお祈り申し上げたい。